

2024年2月14日

東京都千代田区神田練塀町3番地
サイバネットシステム株式会社
代表取締役 安江 令子

株式売渡請求に関する事後開示事項
(会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事後開示書類)

当社の会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第179条第1項に定める特別支配株主である富士ソフト株式会社（以下「富士ソフト」といいます。）は、2024年1月10日付の当社取締役会決議及び、2024年1月22日付の当社取締役会決議により承認した株式売渡請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）に基づき、2024年2月14日（以下「取得日」といいます。）付で、当社の株主の全員（但し、当社及び富士ソフトを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）の所有する当社の普通株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部を取得いたしました。

本株式売渡請求に関する会社法第179条の10第1項及び会社法施行規則第33条の8に定める事項は以下のとおりです。

1. 特別支配株主が本売渡株式の全部を取得した日（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第1号）

2024年2月14日

2. 会社法第179条の7第1項又は第2項の規定による請求に係る手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第2号）

取得日までに、富士ソフトに対し、会社法第179条の7第1項の規定による請求を行った本売渡株主はいませんでした。なお、会社法第179条の7第2項の規定による請求に係る手続の経過については、該当事項はありません。

3. 会社法第179条の8の規定による手続の経過（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第3号）

取得日の20日前の日から前日までの間に、会社法第179条の8第1項の規定に基づき、その有する本売渡株式の売買価格の決定の申立てを行った本売渡株主は認識しておりません。

4. 本株式売渡請求により特別支配株主が取得した本売渡株式の数（会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第4号）

普通株式 30,901,144 株

5. 新株予約権売渡請求により特別支配株主が取得した売渡新株予約権の数(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第5号)

該当事項はありません。

6. 売渡新株予約権が新株予約権付社債に付されたものである場合には、当該新株予約権付社債についての各社債の金額の合計額(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第6号)

該当事項はありません。

7. 本株式売渡請求に係る本売渡株式の取得に関する重要な事項(会社法第179条の10第1項、会社法施行規則第33条の8第7号)

- (1) 本売渡株式の対価(以下「本株式売渡対価」といいます。)は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により(本株式売渡対価の交付について富士ソフトが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により)、本売渡株主に対して本株式売渡対価を支払うものとします。
- (2) 当社の普通株式は、2024年2月9日付で株式会社東京証券取引所スタンダード市場において上場廃止となりました。

以 上